

すだちくん「とくしま魅力」発信業務
委託仕様書

徳島県知事戦略局

1 業務名

すだちくん「とくしま魅力」発信業務(以下、「本業務」という。)

2 本業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 本業務の背景及び目的

徳島県マスコット「すだちくん」を活用し、徳島の魅力を強力にアピールすることにより、徳島県のブランドイメージ向上につなげるため、県内におけるイベントやメディアに出演し、クオリティの高いパフォーマンスを実施する。

また、県民や企業が実施するイベントなどに、気軽に「すだちくん」を活用できるよう、「すだちくん」貸出センターの円滑な運営及び貸出用「着ぐるみ」の適切な維持管理を行う。

4 派遣業務の概要

(1) 「すだちくん」派遣業務

ア 徳島県の要請に応じ、「すだちくん」の演技者及び補助者の2名を県内イベントや施設に派遣し、クオリティの高いパフォーマンスを実施することにより、イベントの活性化や徳島県のブランドイメージ向上につなげる。

イ 受託者はクオリティの高いパフォーマンスを実施するために必要な人員の確保と育成を行うこと。

ウ 「すだちくん」既存のSNS (X: https://x.com/sudachikun_offi、Facebook: <https://www.facebook.com/sudachikun.jp/>) ・WEB (<https://sudachikun.jp/>) を活用した企画を実施し、効率的なプロモーションを行うこと。

エ 派遣先で、SNSでの配信を意識した写真の撮影を行うこと。

オ すだちくん派遣状況に応じ、すだちくんオフィシャルサイトを更新すること。

(2) 「すだちくん」の演技者について

ア イベント等において、「すだちくん」として演技を行う「すだちくん」が、徳島県マスコットであることを十分認識し、ふさわしい演技を行うこと。使用上の注意事項を遵守し、イメージを損なわないようにすること。

イ 身長は原則155から165センチメートルまでとし、連続して30分程度の演技が可能である体力を有していること。

(3) 「すだちくん」の補助者について

ア 出演場所でイベント担当者と合流し、進行内容や着ぐるみの待機場所(控え室)の確認を行い、活動をスムーズに実施できるよう調整すること。

イ ステージ上で「すだちくん」と掛け合い、徳島県のPRも交えながら、楽しいトークや動きで客を引きつけるステージ演技を行うこと。

ウ 「すだちくん」の介添えを行い、段差や人混みなどでもスムーズに移動できるよう補助すること。

エ 活動の状況を写真撮影し、随時、県に提出すること。なお、写真については、「すだちくん」のSNS等に掲載することを意識して撮影を行うこと。

オ PRグッズの配布等を行うこと。

カ 長時間の出演時間を見越し、「すだちくん」の演技者と補助者は、互いに入れ替わって出演することが可能であること。

(4) 出演日数及び出演場所について

ア 出演場所は、県が受託者に指示する。

イ 出演日数は、委託業務期間において60日以上とする。

ウ 土曜日、日曜日及び祝日の出演も可能であること。

エ 出演要請が、前日になる場合もある。

オ 出演要請は、1日当たり複数件になる場合がある。

※出演「1日」の積算は8時間程度とし、4時間以内の業務は「0.5日」とする。

(5) 派遣用着ぐるみについて

ア 契約期間中、県が指定する派遣用「着ぐるみ」1セット（頭、胴体、手袋、足パーツ、マント及びチューブ）を県から貸与する。

イ 事業者において派遣用「着ぐるみ」を適切に管理すること。

ウ 経年劣化を除き派遣用「着ぐるみ」を破損及び汚損した場合は、直ちに県に報告の上、受託者の経費で修繕を行うこと。

エ 効果的なプロモーションのため、派遣用「着ぐるみ」をリニューアルする必要があると認められる場合は、徳島県と協議の上、製作を行うこと。

(6) 移動運搬車両等の確保

ア 活動に必要な車両は、受託者において準備すること。

イ また、活動に必要な派遣用「着ぐるみ」等は、全て受託者において運搬すること。

ウ 派遣用「着ぐるみ」1セットが、積載できる車両であること。

【頭（約90×100×70センチメートル）、胴体（約60×80×80センチメートル）】

(7) すだちくんオフィシャルサイト (<https://sudachikun.jp/>) について

ア すだちくんの派遣に合わせて「すだちくん出動情報」を更新すること。

イ すだちくんの派遣後、「ニュースリリース」を更新すること。

5 貸出業務の概要

(1) 「すだちくん」貸出センターの運営業務

ア 貸出専用窓口により、貸出用「着ぐるみ」等の円滑な貸出業務を行うこと。

貸出対象 「着ぐるみ」（6セット）、コスチューム、インナースーツ

イ 貸出専用ダイヤルを設けること。

ウ インターネット上に、「すだちくん」貸出センターのホームページを作成し、貸出状況が分かるように、「すだちくん」貸出カレンダーを設けること。

エ 利用者へ、適切な使用方法の指導等を行うこと。

オ その他、「すだちくん」の活用促進を行うこと。

(2) 貸出用「着ぐるみ」維持管理・修繕業務

ア 貸出用「着ぐるみ」の保管スペース及び陰干しできるスペースを確保すること。

イ 適切な維持管理及び修繕業務を行うこと。

6 留意事項

(1) 協議

受託者は、本業務の実施にあたり、徳島県と十分な協議を行い、円滑に事業を進めるものとする。また、業務内容に変更が生じた場合、不明瞭な点や疑義が生じた場合は、その都度、協議の上、定めるものとする。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務に関連して知り得た秘密情報は第三者に漏洩しないこととする。

(3) 知的財産権

本業務の成果物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び、その他一切の知的財産権（この作品が著作物としての要件を満たさない場合の著作権的利用に関する一切の権利を含む）は、徳島県に帰属するものとする。

(4) 委託料及び経費

ア 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。

イ 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、そ

の指示に従うこと。

(5) 報告義務及び進捗確認

本業務を円滑に進めるため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(6) 契約の解除

上記の条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

(7) その他

県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。